

法令	成年等	定義	
民法	成年	20歳	
公職選挙法	選挙権	18歳 (検察審査会、民生委員、人権擁護委員及び裁判員については、 当分の間、成年(20歳)に達した者であることが要件として残 された。)	
		被選挙権	衆議院議員 25歳以上 参議院議員 35歳以上 都道府県の議会の議員 25歳以上 都道府県知事 35歳以上 市町村の議会の議員 25歳以上 市町村長 25歳以上
	住民投票条例	投票権	18歳以上
		請求権	18歳以上

< 年少者の保護の観点から規定されたもの >

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)	条約の適用対象とされる児童	18歳未満
児童福祉法	児童の定義	18歳未満
	(小児慢性特定疾病については20歳未満まで対象)	
児童扶養手当法、厚生年金保険法等	支給対象児童、加算対象児童	18歳に達した日以後最初の3月31日が終了するまで (高校を卒業するまで。一定の障がい有する場合は20歳まで。)
労働基準法	原則使用禁止となる児童	15歳に達した日以後最初の3月31日が終了するまで (中学校を卒業するまで)
	深夜業の禁止等	18歳未満
少年法	刑事処分の対象	14歳以上
	成人と同等の刑罰	18歳以上
未成年者飲酒禁止法	飲酒の禁止	20歳未満
未成年者喫煙禁止法	喫煙の禁止	20歳未満
道路交通法	保護対象の幼児・児童	13歳未満